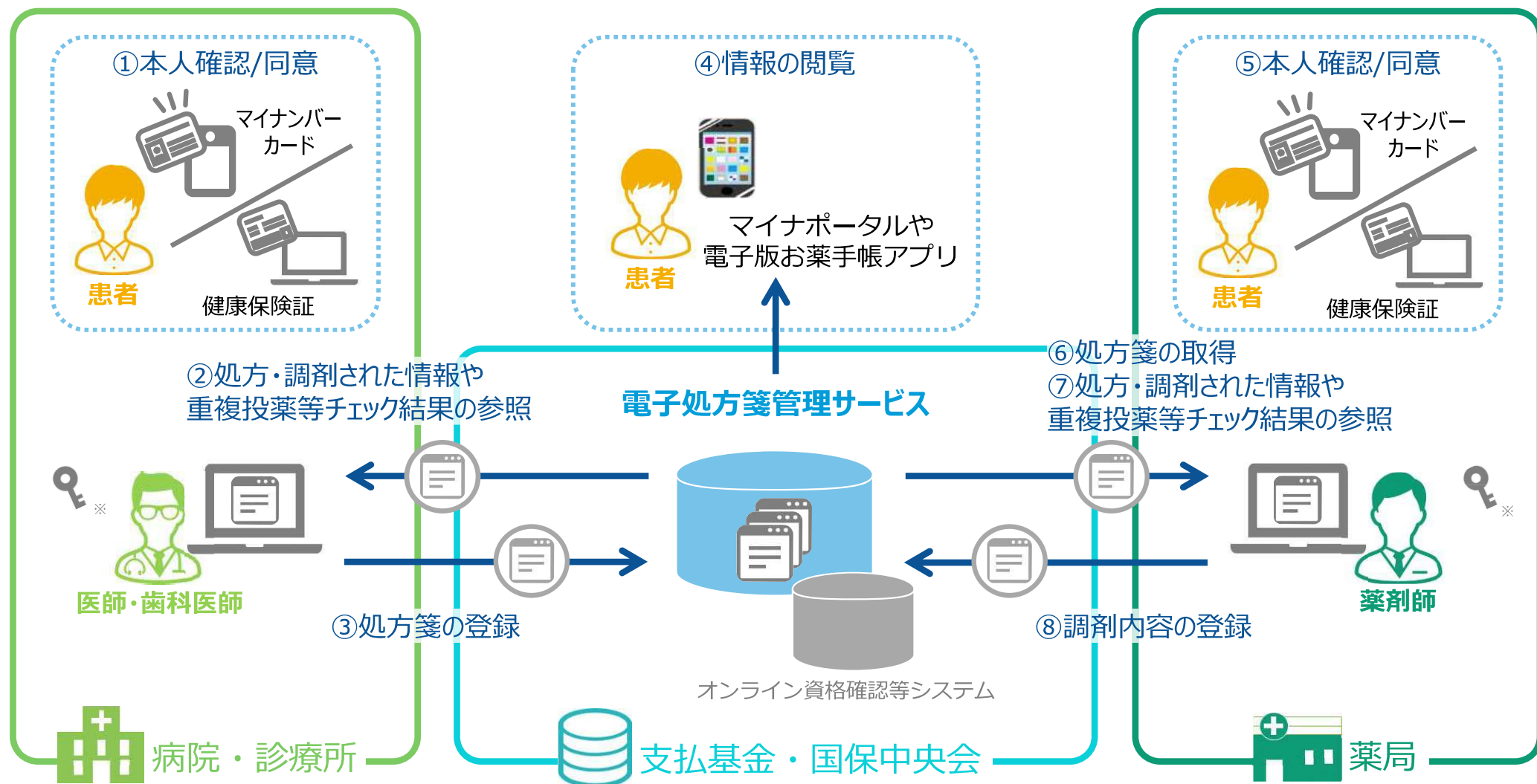


1. 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えるようになります。



※電子署名の方法は、HPKIの仕組みを用いた方式に限られませんが、現時点では本方式のみご利用いただけます。

2. 薬局でできるようになること

処方箋の内容の入力作業や、紙処方箋の保管が不要になることのほか、より丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間のコミュニケーションを円滑に行えるようになります。 ※1

直近の患者情報を踏まえた調剤・服薬指導

！ マイナンバーカードで患者本人の同意を得た場合は、オンライン資格確認等システムで参照できる情報に加え、**複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照が可能**になり、より患者に寄り添った対応を行うことができます。

本人確認/同意



一昨日かかったA病院とF薬局では、△△の症状で□□の薬が出ているのか。

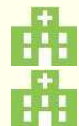
一昨日□□のお薬が出ていますが、その後、症状はどうですか？

患者

薬剤師

まだ少し続いています。

患者に直近処方や調剤された情報 ※2



A病院での処方情報



E薬局での調剤情報



B歯科での処方情報



F薬局での調剤情報

円滑なコミュニケーション

！ システム化により**医師・歯科医師と薬剤師のコミュニケーションが円滑**になり、さらに系統的にチェックされた処方箋を薬局で扱えるようになります。

医師・
歯科医師



病院・診療所

医師等とのコミュニケーションが円滑になった。



薬剤師

薬局



誤記も空欄もないのでOKです。

用法が入力されていません。

用法用量の記載漏れや、手書きで読めないこともなくなったな。



薬剤師

※1 すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

※2 受付方法（マイナンバーカード/健康保険証）問わず、重複投薬等チェックの結果を確認できますが、マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合に限り、処方・調剤するお薬が過去のどのお薬と重複投薬等にあたるかまで表示されます。口頭同意による薬剤情報の閲覧については、「[電子処方箋追加機能の説明動画](#) 令和5年12月更新版（薬局向け）」7:26～10:20をご確認ください。